

岩泉町

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月7日	<p>1 台風10号豪雨災害復旧事業に係る職員の派遣について</p> <p>現在、県及び市町村から9名の土木技術職員の派遣協力をいただいておりますが、来年度は、県河川改修工事と連動して行われる町の台風10号災害関連工事を着手予定につき、土木技術職員6名の不足が見込まれます。 つきましては、引き続き職員の派遣について支援を要望します。</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1
8月7日	<p>2 台風10号豪雨災害に係る復旧事業への財政支援について</p> <p>災害復旧事業費の対象とならない生活道や生活橋の改修事業は町単独事業のため町財政が厳しい状況にありますが、町民の生活に必要な事業であることから、財政支援を要望します。</p>	<p>台風10号災害に係る財政措置については、これまで、国から特別交付税56.5億円(平成28年度～令和元年度)が交付されたほか、県においても早期の復旧復興を支援するため、自由度の高い県単独の交付金を4.0億円(平成28年度3.1億円、平成29年度0.9億円)交付しているところです。 県としては、本年度も引き続き町との連携を密にし、復旧復興事業に係る財政需要や町の財政状況等を適切に把握するとともに、国に対しても町の実情を説明しながら、必要な財政措置が講じられるよう取り組んでいきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B:1
8月7日	<p>3 小本川乙茂地区の護岸ブロック等による河岸浸食防止対策について</p> <p>被災した「ふれあいらんど岩泉」については、現在、復旧途上にありますが、復旧後の施設の安全性等を確保するため、小本川乙茂地区の右岸側(当該施設付近)について、護岸ブロック等による河岸浸食防止対策を要望します。</p>	<p>平成28年の台風第10号において甚大な被害が発生した小本川や安家川において、県が進めている河川改修事業では、河川の水衝部や、背後地の土地利用及び資産の状況を勘案し、築堤や護岸を計画しています。 小本川乙茂地区の左岸では、住居のほか、野球場や地域の基幹産業施設等による土地利用及び資産が集積している状況を踏まえ、築堤及び護岸ブロックを施工することとしています。 要望のありました右岸においても、町においてスポーツ施設設置による土地利用の計画が進められていることから、護岸ブロックによる河岸浸食防止対策を検討してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	B:1

<p>8月7日</p>	<p>4 土砂災害警戒区域等の土砂流出防止対策について</p> <p>本町の土砂災害警戒区域等は946箇所（令和2年6月現在）ありますが、そのうち対策がなされている箇所が37箇所となっております。</p> <p>つきましては、未対策箇所についての対策を講じていただきますよう要望します。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト対策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。</p> <p>砂防事業等のハード対策の実施にあたっては、高齢者、障がい者など特に防災上の配慮を要する者が利用する要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設のある箇所、被害履歴のある箇所等の整備を優先するなど県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。</p> <p>なお、岩泉町内の平成28年台風第10号、令和元年台風第19号対応としては、人家等への被害が大きかった箇所や今後被害が予測される27箇所について、国の補助事業を導入しハード対策を推進しており、現時点で10箇所の対策工事が完了しています。</p> <p>(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>岩泉土木センター</p>	<p>A : 1</p>
<p>8月7日</p>	<p>5 東日本大震災に係る被災者支援制度の継続について</p> <p>東日本大震災は、令和3年度から新たな復興期間に移行することとなりますが、被災者の生活支援や心のケア並びに地域コミュニティ再構築などは、今後も継続して対応すべき課題となっています。</p> <p>つきましては、災害公営住宅の家賃低廉化事業及び復興支援員制度などの被災者支援制度につきましては、これまで同様の支援の継続を、国に対して働きかけていただくことを要望します。</p>	<p>災害公営住宅の家賃低廉化事業等につきましては、県といたしましても重要な課題であると認識しており、令和2年7月15日及び16日に関係省庁を訪問のうえ、被災地の意見等を十分に踏まえ、復興・創生期間終了後においてもこれまでと同水準の支援が継続されるよう要望を行ったところです。(A)</p> <p>県では、令和2年6月10日に行った政府予算要望において、復興・創生期間後における被災者のこころのケアやコミュニティ形成支援のため、被災地の見守りケアや集落での地域おこし活動に従事する復興支援員制度を継続するよう要望を行っているところです。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部、岩泉土木センター</p>	<p>A : 1、 B : 1</p>

8月7日	<p>6 一般国道340号の整備促進について</p> <p>一般国道340号については、相当区間が未改良の状態にあり、特に岩泉側の未改良区間9kmは、幅員も狭く、見通しが悪いことから、早期の改良整備に着手されますよう要望します。</p> <p>また、道路改良が完了するまでは、各所に待避所を整備するほか、舗装の全面修繕を早急を実施されますよう要望します。</p>	<p>国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続していることから、整備の必要な区間と認識しています。</p> <p>このうち、平成26年度に事業化した峠部（押角峠）の約3.7km区間について、今年度はトンネル舗装や設備工事を進め、令和2年12月13日に供用開始したところです。</p> <p>峠部以外の未改良区間については、事業化を見据えながら、必要な調査を進めていきます。(C)</p> <p>また、未改良区間の事業展開を踏まえながら、待避所の設置についても併せて検討していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	B：1、 C：2
8月7日	<p>7 一般国道455号の防災機能強化について</p> <p>一般国道455号については、盛岡市玉山地区から当町小本地区までの整備促進を図るため、①調査費を予算化するとともに、防災の観点から、今後の大災害においても二度と寸断することがないように、②道路の嵩上げと道路の切り替え整備について要望します。</p>	<p>一般国道455号は岩泉町等の沿岸部と県央部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>盛岡市玉山地域などの急カーブ・急勾配の解消及び拡幅整備については、路線としての信頼性を高めるための改良の必要性を勘案しながら検討していきます。(C)</p> <p>また、平成28年台風第10号による被害状況を踏まえ、中島地区や中里地区など6地区において、再度災害防止を考慮した道路のかさ上げ等を行っており、このうち1地区については令和元年9月に完了したところです。引き続き災害に強く信頼性の高い道路ネットワークの構築を目指し、防災機能の強化を図っていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	B：1、 C：1

8月7日	<p>8 一般県道大川松草線の整備促進について</p> <p>一般県道大川松草線については、起点の大渡地区から唐地公民館までの区間について、バス路線でもあることから全面2車線に、唐地公民館から櫃取の区間については、車両のすれ違いが容易となる道幅に、また、道路改良が完了するまでは、各所に待避所を整備するほか、舗装の全面修繕を早期に実施されますよう要望します。</p> <p>また、今後、中学校の統合も予定されていることから、スクールバスの運行に支障が生じないよう早急な改良整備を要望します。</p>	<p>一般県道大川松草線の「本町～大広」工区については、平成25年度に事業着手し、大川小学校前まで道路改良工事が完了したところです。今年度は残りの区間の用地取得を進めるとともに、用地取得が完了した所から一部工事を行っています。(A)</p> <p>待避所整備を含め、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	A : 1、 B : 1、 C : 1
8月7日	<p>9 一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線の整備促進について</p> <p>一般県道普代小屋瀬線及び一般県道安家玉川線については、道路の低い箇所の嵩上げを行うとともに、未改良部分の整備促進、特に普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁付近と安家小学校から川口付近、安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を要望します。</p>	<p>一般県道普代小屋瀬線の「松林」工区については、安家川河川改修計画と整合を図った道路計画としており、引き続き整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>松ヶ沢から燃壁付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、「松林～坂本」工区として、地域の実情に応じた1.5車線の道路整備として平成25年度に事業化し、平成28年度には一部工事を実施したところであり、災害復旧工事と調整しながら整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>安家小学校から川口付近及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近の車両のすれ違いが容易となる整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C : 2)</p> <p>一般県道普代小屋瀬線のその他の区間及び一般県道安家玉川線についても、道路の低い箇所の嵩上げ及び早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C : 2)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	A : 2、 C : 4

8月7日	<p>10 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について</p> <p>主要地方道宮古岩泉線については、宮古岩泉線の岩瀬張橋付近から松の木橋の区間及び町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間並びに有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間の拡幅を要望します。</p> <p>特に岩瀬張橋張付近から松の木橋付近については、車両のすれ違いが容易となるよう早期着手を重ねて要望します。</p>	<p>主要地方道宮古岩泉線については、町役場有芸支所付近から栃の木地区間の蝦夷館地区について平成24年度に一部区間の路肩拡幅を行っており、その他の区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>一般県道有芸田老線の栃の木地区から肘葛地区の区間については平成24年度までに1.5車線の道路整備を行っております。</p> <p>更なる道路整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	岩泉土木センター	C : 2
------	---	--	---------	----------	-------

8月7日	<p>11 済生会岩泉病院の医師確保の継続と、薬剤師、看護師の確保について</p> <p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として、必要不可欠な町内唯一の中核病院であります。</p> <p>4月から県の医師派遣をいただいておりますが、安定した医療体制を築くため、引き続き県から医師派遣を継続いただくよう要望します。</p> <p>また、医師以外の薬剤師、看護師不足により、入院患者の受入れ、訪問診療の実施、診療所の開設等に支障をきたしている状況にあります。</p> <p>つきましては、薬剤師及び看護師の確保対策への支援を要望します。</p>	<p>県では、令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師について、地域の状況を踏まえて各病院等に配置していますが、県内の医師不足は深刻で、例年、県内の市町村から多数寄せられる医師の配置に関する要望の全てに対しては応えられない状況にあります。</p> <p>このような状況の中、済生会岩泉病院からの医師派遣要望に基づいて、自治医科大学卒業医師を派遣してきたところあり、引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p> <p>薬剤師については、全国的には、需要を上回る供給があり、今後もその傾向が続くものと見込まれておりますが、地域差や勤務業態による偏在も大きいことが指摘されています。</p> <p>県では、こうした状況を踏まえ、現在薬剤師が不足する医療機関に対しては、医療法に基づく立ち入り検査などを通じて、確保に向けた取組を促しつつ、必要に応じて、岩手県薬剤師会が行う薬剤師の就労斡旋事業を活用するよう助言を行っているところであり、引き続き、県内医療機関において必要な薬剤師が確保されるよう努めていきます。(B)</p> <p>看護師の確保については、「いわて看護職員確保定着アクションプラン」に基づき、看護職員修学資金貸付制度、就職進学説明会やナースセンターによる再就業支援などの事業に取り組んでおり、特に沿岸部については、沿岸地域唯一の看護師養成所である県立宮古高等看護学院の入学定員を8名増員し32名とするなどの取組みにより、令和元年度県内看護師等養成所卒業生のうち46人が看護職員として沿岸部に勤務することとなりました。</p> <p>引き続き、県内医療機関において必要な看護人材が養成・確保されるよう努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 3
------	--	--	---------	---------	-------

8月7日	<p>12 国民健康保険に対する財政支援の強化について</p> <p>県と市町村が一体となって国民健康保険の継続的な運営を図ることで、全世代が安心して医療サービスを受けることができるよう、次の点を県が主導して、国に対し働きかけていただくよう要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 国庫負担割合の引き上げなどの財政措置を講じること。</p> <p>(2) 医療費助成の現物給付に係る国庫負担減額調整措置を廃止すること。</p>	<p>(1) 平成30年度から、財政基盤の強化のために国において毎年実施することとされた約1,700億円の財政措置の拡充を、今後も確実に実施するとともに、国保制度の構造的な問題を踏まえ、将来にわたって持続可能となる制度の確立や、国民の保険料負担の平準化に向けた国庫負担率の引上げなど、様々な財政措置を講じ、今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の安定化を図るよう、政府予算提言・要望において国に要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)</p> <p>(2) 地方単独医療費助成事業の現物給付化に対する国庫負担金等の減額調整措置については、これまでも国に対し、県の政府予算提言・要望や全国知事体要望などにおいて廃止するよう要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	A : 2
8月7日	<p>13 台風災害により被災した国民健康保険被保険者に対する医療費一部負担金減免に係る財政支援について</p> <p>当町では、平成28年台風第10号豪雨災害と令和元年台風第19号による被災者支援として、国民健康保険被保険者に対して医療費一部負担金減免を実施しています。</p> <p>2つの台風の被災者は、東日本大震災の被災者と同様に激甚災害の被災者であることから、医療費一部負担金減免について次のとおり要望します。</p> <p>記</p> <p>(1) 平成28年台風第10号豪雨災害への医療費一部負担金減免については、28年度以降延べ237世帯に対して減免を実施しており、保険税算定に係る影響も大きいことから、県において東日本大震災の被災者支援と同様の財政支援を実施していただきたいこと。</p> <p>(2) 令和元年台風第19号の被災者への医療費一部負担金減免について、県において東日本大震災の被災者支援と同様の財政支援を実施していただきたいこと。</p>	<p>(1) 一部負担金の免除については、被災者の状況等を踏まえて保険者が判断するものでありますが、東日本大震災津波の際には、県内全域に災害救助法が適用されたことや、沿岸被災地から内陸への避難者が多くいたことを勘案し、県内全域で免除措置が行われるよう、特例的に財政支援を実施したものであり、平成28年台風10号とは災害状況は異なるものと認識しています。</p> <p>災害等により一部負担金の免除を行った場合、免除割合が3%を超える場合には、免除に要した経費の8割について、一定の期間、国の特別調整交付金を交付する制度があり、災害時はこの対応が基本になると考えております。(D)</p> <p>(2) 令和元年台風19号については、全国的に広範囲に被害が及んだことから、災害救助法の適用市町村の住民で、住家が全半壊であるなど一定の要件に該当する場合には、令和2年9月末までの一部負担金の免除に要した額の全額について、国の特別な財政措置が講じられることとされております。</p> <p>また、近年全国で災害が頻発している状況を踏まえ、県においては、特別調整交付金等の国保の財政制度の見直しが必要な場合には、復旧に取り組む自治体の実情に配慮した措置とするよう、全国知事会を通じて国に対し要望しているところです。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B : 1、 D : 1

8月7日	<p>14 社会的に弱い立場にある人の地域生活継続支援について</p> <p>広大な面積を有し、集落が点在する当町では、地域の担い手不足や集落住民全体の高齢化により、地域で支えあう力が著しく低下しています。</p> <p>つきましては、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で継続して暮らしていくために町が行う移動販売や買い物及び通院のための交通手段確保策などへの支援について、県が主体的な助言、指導、財政支援策を講じていただきますよう要望します。</p>	<p>県では、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の新たな交通手段を導入する場合には、地域公共交通活性化推進事業費補助により支援を行っているほか、市町村の要請に応じ、公共交通に係る助言を行う有識者を派遣しています。(B)</p> <p>移動が困難な高齢者や障がい者に対しては、市町村において、介護保険法及び障害者総合支援法に基づく交付金等を活用し、買い物代行・通院の移動支援、配食等のサービスを展開することが可能となっており、特に、高齢者については、サービス創出や関係団体とのネットワーク構築等を担う生活支援コーディネーターが全ての市町村に配置されています。</p> <p>県としては、引き続き、交付金等による財政支援や生活支援コーディネーターの養成を行い、地域における生活支援サービスの充実を支援していくとともに、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、国に対して、十分な財政措置について要望を行ってまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B : 2
8月7日	<p>15 安家川におけるサクラマス増殖体制について</p> <p>平成9年11月4日付「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますことから、当該事項が関係者合意のうえ適切に実行されるよう要望します。</p>	<p>サクラマスは、漁獲量の少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であり、また、遊漁対象種として人気が高いことから、県では重点施策としてサクラマスの資源造成に取り組んでおります。</p> <p>県では、サクラマス資源造成においては、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、そ上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にして池で継代された稚魚を県内の河川に放流することとしています。</p> <p>資源造成に必要なサクラマスの親魚については、自然産卵の実態や春・秋そ上親魚のバランスを踏まえて、適正な必要数の把握に努めているところであり、平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項に基づき、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた場合は上流への再放流が行われています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援してまいります。(B)</p>	沿岸広域振興局	水産部	B : 1

8月7日	<p>16 ツキノワグマの適正な管理について</p> <p>ツキノワグマの目撃及び被害件数は、この数年、民家や学校付近で増加しており、人命への危害が非常に心配される状況となっています。</p> <p>つきましては、ツキノワグマの管理について、次のことを要望します。</p> <p>(1) 今年度、本町を含め行われる生息調査では、山間部から里山までのきめ細かな生息実態を把握し、その結果を捕獲割り当て頭数の見直しにつなぐこと。</p> <p>(2) 人命への危害のおそれがある場合において迅速な対処ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般について、市町村に捕獲許可権限を移譲すること。</p> <p>参考：ツキノワグマの目撃及び被害件数、捕獲件数 ・H30年度 146件（うち人家付近 74件） 捕獲件数 30件 ・R元年度 165件（うち人家付近 131件） 捕獲件数 71件</p>	<p>(1) 県では、現在の県内のツキノワグマの生息頭数の把握による計画的な管理を行うため、個体数推定に必要な区画を抽出して、ヘアトラップによるDNA解析調査を平成30年度から3か年にわたって実施しているところです。</p> <p>岩泉町を含む北上高地の北部地域については本年度に調査を実施することとしており、調査結果を踏まえた捕獲上限数の設定など、ツキノワグマの適正な管理に反映させていきます。（B）</p> <p>(2) 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減対策に当たっては、地域個体群を将来にわたって保全することも同時に求められているところです。</p> <p>県では、この考え方に基づいて、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等においては、捕獲許可の権限を市町村に委譲しているところです。</p> <p>また、市町村の臨機の判断による迅速な被害対応を促進するため、通常の許可に加えて、事前に設定した捕獲上限の範囲内で捕獲許可事務を簡素化する特例許可を行っており、個体群を長期にわたり維持しながら被害が出ないように、当該許可制度の効果的な運用に努めていきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B：2
8月7日	<p>17 再造林に対するいわての森林づくり県民税の活用について</p> <p>森林伐採後の再造林については、事業主の経費負担の大きさから実施を敬遠されている状況があることから、県において、森林経営計画等の対象にならない小規模面積森林の再造林について「いわての森林づくり県民税」を活用した支援策を検討いただくよう要望します。</p>	<p>県では、いわての森林づくり県民税を活用し、平成18年度から令和2年度まで、公益上重要で緊急に整備が必要な森林を針広混交林へ誘導する強度間伐等に取り組んでいるところです。</p> <p>令和2年12月に公表した、「令和3年度以降の『いわての森林づくり県民税』」の中では、森林を取り巻く情勢の変化に対応するため、公益上重要な伐採跡地への植栽などの取組について拡充することを盛り込んだところであり、今後、必要な予算を確保しながら取組を進めていきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B：1

8月7日	<p>18 ニホンジカの有害捕獲に対する財源の確保について</p> <p>町ではニホンジカの食害が拡大していることから、有害捕獲実施隊員を委嘱し有害捕獲を実施しているところですが、捕獲頭数は、平成30年度230頭に対し、令和元年度は515頭、さらに本年度においては5月までに2か月間ですでに187頭と急増しております。</p> <p>つきましては、市町村が取り組むニホンジカの有害捕獲に対し、速やかな財政支援を要望します。</p>	<p>野生鳥獣による農作物被害を防止するためには、有害鳥獣の捕獲とともに、食害等から農作物を守り、更に集落に寄せ付けない対策（地域ぐるみ活動）を実施していくことが重要です。</p> <p>このため、県では、「鳥獣被害防止総合対策交付金」（国庫）を活用し、有害捕獲、電気さくの設定や地域ぐるみの被害防止活動等の取組を支援しています。</p> <p>また、国に対する「提言・要望」において、有害捕獲活動の上限単価の引き上げや、地域からの要望に応え得る十分な予算の確保を要望したところであり、今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、鳥獣被害防止対策の強化に取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 1
8月7日	<p>19 遊休施設の解体工事に対する財政支援について</p> <p>公共施設等適正管理推進事業債を活用して遊休施設を除却した場合、交付税措置がされないことから、財政支援を国に対して働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>地方債の発行は、世代間負担の公平の観点から、原則として後世代にも効用の及ぶ建設事業等に限られているところですが、公共施設等の除却事業に係る地方債については、解体・撤去後の土地を活用できること等から、地方財政法上の特例措置として、交付税措置のない資金手当債として起債が認められているところです。</p> <p>遊休施設の除却に係る財政支援については、ソフト事業を含む過疎対策事業債の維持・拡充を図るよう国に要望しているところであり、除却が必要となる経緯や他の地方債の活用可能性等を総合的に勘案しながら、引き続き国への要望等を検討していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B : 1